

| | |
|------------------|-------------|
| 玄海原子力発電所 1号炉審査資料 | |
| 資料番号 | 添六-1 改1 |
| 提出年月日 | 令和元年 11月 1日 |

玄海原子力発電所 1号炉

維持管理対象設備について

□ : 第2回ヒアリング提出資料からの変更箇所

令和元年 1 1月
九州電力株式会社

第1表 維持対象設備の機能とプラント運転中の機能・性能比較（5／13）

| 施設区分 | 維持対象設備 | | 運転中 | | 廃止措置 | | 運転中との差異 |
|----------------------|-------------|-----------|---|------------|--|--------|--|
| | 設備等の区分 | 設備（建屋）名称 | 機能 | 台数※1 | 機能 | 維持台数※2 | |
| 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設（継ぎ） | 核燃料貯蔵設備（継ぎ） | 燃料取替用水タンク | ＜給水機能＞ 使用済燃料ピットからの漏えい時にほう酸水を補給する水源としての機能 | 1基 (1基) | ＜給水機能＞ 使用済燃料ピットからの漏えい時に水を補給する水源としての機能 | 1基 | ●給水機能 廃止措置段階では、非常用炉心冷却装置の水源としての機能が不要となることからほう酸濃度は維持しない。 |

※1：設置台数を記載。プラント定検中（長期停止中）の必要台数を（ ）に記載。

※2：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査対象設備は供用する台数全てについて、施設定期検査を受検する。
※3：1号及び2号炉共用。

第1表 維持対象設備の機能とプラント運転中の機能・性能比較（9／13）

| 施設区分 | 維持対象設備 | | 運転中 | | 廃止措置 | | 運転中の差異 維持台数※ ² |
|---------|--------|----------|--|------------------|---|------------------|---|
| | 設備等の区分 | 設備（建屋）名称 | 機能 | 台数※ ¹ | 機能 | 台数※ ¹ | |
| 原子炉格納施設 | 構造 | 原子炉格納容器 | <放射性物質漏えい防止機能> <事故時の気密性機能> 放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁としての機能及び1次冷却材喪失事故時等原子炉格納容器内の圧力が上昇した際の気密性機能 | 1基 (1基) | <放射性物質漏えい防止機能> 放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁としての機能 | 1基 | ●事故時の気密性機能 事故時の気密性は維持しない、運転時における原子炉格納容器内の1次冷却材喪失事故などは発生しないため、事故を想定した気密性機能は維持しない。格納容器隔壁等についても事故時における放射性物質漏えい防止機能は維持しない。 |

※1：設置台数を記載。プラント定検中（長期停止中）の必要台数を（ ）に記載。

※2：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査対象設備は供用する台数全てについて、施設定期検査を受検する。
※3：1号及び2号炉共用。